

令和2年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議長 関根敏伸

「あおり運転」対策の強化を求める意見書

「あおり運転」を根絶し、安全・安心な交通社会を構築するため、「あおり運転」対策の強化に早急に取り組むことを強く要望する。

理由

令和元年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗な「あおり運転」を受けて車を停止させられ、顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県の名神高速道路において、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。

本県においても、令和元年の「あおり運転」などによる道路交通法の車間距離保持義務違反の摘発件数は434件（前年比92件増）となっており、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

こうした中、国においては「あおり運転」や「高齢運転者対策」を柱とした道路交通法改正案を今国会に提出したところである。

よって、国においては、「あおり運転」を根絶し、安全・安心な交通社会を構築するため、改正法案の早期成立と併せ、次の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締りが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料等に、これらの事項を記載すること。
- 2 広報啓発活動については、「あおり運転」等の行為が禁止されており、取締りの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法等について、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。